

平成29年12月26日
事務連絡

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（産業政策担当）

貸切バスの運送申込書・引受書の記載事項の確認について（周知）

標記について、別添のとおり、一般社団法人日本旅行業協会会長、一般社団法人全国旅行業協会会長及び第1種非会員旅行業者あてに通知したので、都道府県においても所管する旅行業協会非会員の旅行業者に対して周知徹底を図りたい。



平成29年12月26日
事務連絡

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿
一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁参事官（産業政策担当）

貸切バスの運送申込書・引受書の記載事項の確認について（周知）

平成28年11月以降、旅行業者は、「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」（平成28年10月31日付観産第411号観光庁長官通知）に基づき、貸切バス事業者との間で締結した契約について取り交わす運送申込書・運送引受書に、運賃・料金の上限額及び下限額並びに手数料等の額又は率を記載することが義務付けられたところです。

これらの措置は、貸切バスの運賃・料金が届出運賃の上限・下限内に収まっているか、過大な手数料により実質的な下限割れとなっていないかについて、一目で容易にチェックできるよう措置したものです。

今般、当該措置の実効性を高めるために、下記のとおり留意すべき点をまとめましたので、制度の趣旨を理解の上、措置の徹底を図るよう貴協会の傘下会員に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、これらの措置を適切に実施していない場合は、旅行業法に基づく行政処分の対象となる場合がありますことを申し添えます。

記

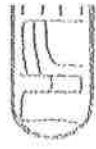
1. 旅行業者は貸切バス事業者と綿密な打ち合わせを行い、貸切バス事業者の出庫・帰庫する営業所の所在地、経由するルート等について確認を行うこと。
2. 運賃・料金の算出に必要な走行距離、走行時間等については、運送引受書の記載事項等により、確認を行うこと。

3. 1. 及び2. の作業を踏まえた上で、運送引受書の運賃・料金の上限・下限が正しく計算されているか、運賃・料金が上限・下限の範囲内に収まっているか、確認を行うこと。
4. 手数料等を徴収する場合は、運送申込書の特約事項欄に手数料等の額または率を記載すること。
5. 運行終了後に貸切バス事業者にも実際の走行距離、走行時間等を確認し、予定と大幅に異なることになった場合には、必要に応じて精算を行うこと。

(添付資料)

「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」（平成28年10月31日付観産第411号観光庁長官通知）

以上



観 観 産 第 4 1 1 号
平成28年10月31日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁長官



道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、国土交通省では「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置のうえ、再発防止策について徹底的に検討し、本年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を取りまとめたところです。

これを受け、今般自動車局より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）が改正され、一般貸切旅客自動車運送事業者が届出を行う運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限及び下限額を記載することとなったことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について（平成26年3月26日付け国自旅第622号）」の参考様式を改正することとなったとの通知がありましたのでお知らせします。

また、これに伴い、「高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重大な事項について（平成24年6月29日付け観観産第132号）」を別紙のとおり改正するので通知します。

つきましては、貴協会の傘下会員が貸切バス事業者運行のバスを利用して旅行を企画・実施する際には、本通達によることとされるよう、傘下会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。

道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について

貸切バス事業者運行のバスを利用した旅行を企画・実施する旅行業者が貸切バス事業者と締結した契約の内容は下記のとおりとする。

1. 契約の内容

(1) 運送の申込みに係る記載事項

運送の申込みの記載事項を以下のとおり定める。

- ① 運送の申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- ② 運送を引受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- ③ 運送の申込みに係る乗車人員
- ④ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数
- ⑤ 事業用自動車の配車の地点及び日時
- ⑥ 旅客が乗車する区間
- ⑦ 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の時間
- ⑧ 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程
- ⑨ 運賃及び料金の支払方法
- ⑩ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨
- ⑪ 特約事項があるときは、その内容

なお、貸切バス事業者から旅行業者に対し、運送の引受けに係る手数料又はこれに類するものを支払う場合には、その額又は率を記載のこと。ただし、これとは別に書面により貸切バス事業者と旅行業者の間で契約が締結されていて、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払について記載されている場合は、記載は要しない。

(2) 運送の引受に係る記載事項

道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）から交付された旅客自動車運送事業運輸規則（昭和3

1年運輸省令第44号)第7条の2に規定する運送引受書の記載事項とする。

2. 運送の申込み及び運送引受書保存等

(1) 運送の申込み及び運送引受書の保存

運送申込書は、原則として貸切バスの運行単位(運行の開始から終了まで)毎に作成し、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受書を保存する。

なお、実務上の利便性も考慮し、必ずしもこれに限定せず、1.の記載事項を貸切バスの運行単位毎に複数の書面に保存すること、又は、1.の記載事項を貸切バスの運行単位毎に把握できる形式で記録することなども可能とする。

(2) 運送引受書等の保存期間

① 運送引受書の保存期間は、運行の終了の日から1年間とする。

② 運送引受書とは別に、貸切バス事業者と旅行業者との間で書面による契約が締結されていて、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払について記載されている場合、当該書面の保存期間は、当該契約の有効期間終了の日から1年間とする。

(3) その他

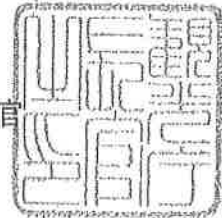
モデル様式は別添のとおり。



観 観 産 第 4 1 1 号
平成28年10月31日

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁長官



道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、国土交通省では「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置のうえ、再発防止策について徹底的に検討し、本年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を取りまとめたところです。

これを受け、今般自動車局より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）が改正され、一般貸切旅客自動車運送事業者が届出を行う運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限及び下限額を記載することとなったことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について（平成26年3月26日付け国自旅第622号）」の参考様式を改正することとなったとの通知がありましたのでお知らせします。

また、これに伴い、「高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重大な事項について（平成24年6月29日付け観観産第132号）」を別紙のとおり改正するので通知します。

つきましては、貴協会の傘下会員が貸切バス事業者運行のバスを利用して旅行を企画・実施する際には、本通達によることとされるよう、傘下会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。

道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について

貸切バス事業者運行のバスを利用した旅行を企画・実施する旅行業者が貸切バス事業者と締結した契約の内容は下記のとおりとする。

1. 契約の内容

（1）運送の申込みに係る記載事項

運送の申込みの記載事項を以下のとおり定める。

- ① 運送の申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- ② 運送を引受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- ③ 運送の申込みに係る乗車人員
- ④ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数
- ⑤ 事業用自動車の配車の地点及び日時
- ⑥ 旅客が乗車する区間
- ⑦ 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の時間
- ⑧ 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程
- ⑨ 運賃及び料金の支払方法
- ⑩ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨
- ⑪ 特約事項があるときは、その内容

なお、貸切バス事業者から旅行業者に対し、運送の引受けに係る手数料又はこれに類するものを支払う場合には、その額又は率を記載のこと。ただし、これとは別に書面により貸切バス事業者と旅行業者の間で契約が締結されていて、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払について記載されている場合は、記載は要しない。

（2）運送の引受に係る記載事項

道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）から交付された旅客自動車運送事業運輸規則（昭和3

1年運輸省令第44号)第7条の2に規定する運送引受書の記載事項とする。

2. 運送の申込み及び運送引受書保存等

(1) 運送の申込み及び運送引受書の保存

運送申込書は、原則として貸切バスの運行単位(運行の開始から終了まで)毎に作成し、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受書を保存する。

なお、実務上の利便性も考慮し、必ずしもこれに限定せず、1.の記載事項を貸切バスの運行単位毎に複数の書面に保存すること、又は、1.の記載事項を貸切バスの運行単位毎に把握できる形式で記録することなども可能とする。

(2) 運送引受書等の保存期間

- ① 運送引受書の保存期間は、運行の終了の日から1年間とする。
- ② 運送引受書とは別に、貸切バス事業者と旅行業者との間で書面による契約が締結されていて、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払について記載されている場合、当該書面の保存期間は、当該契約の有効期間終了の日から1年間とする。

(3) その他

モデル様式は別添のとおり。

(別添)

運送申込書／運送引受書・乗車券

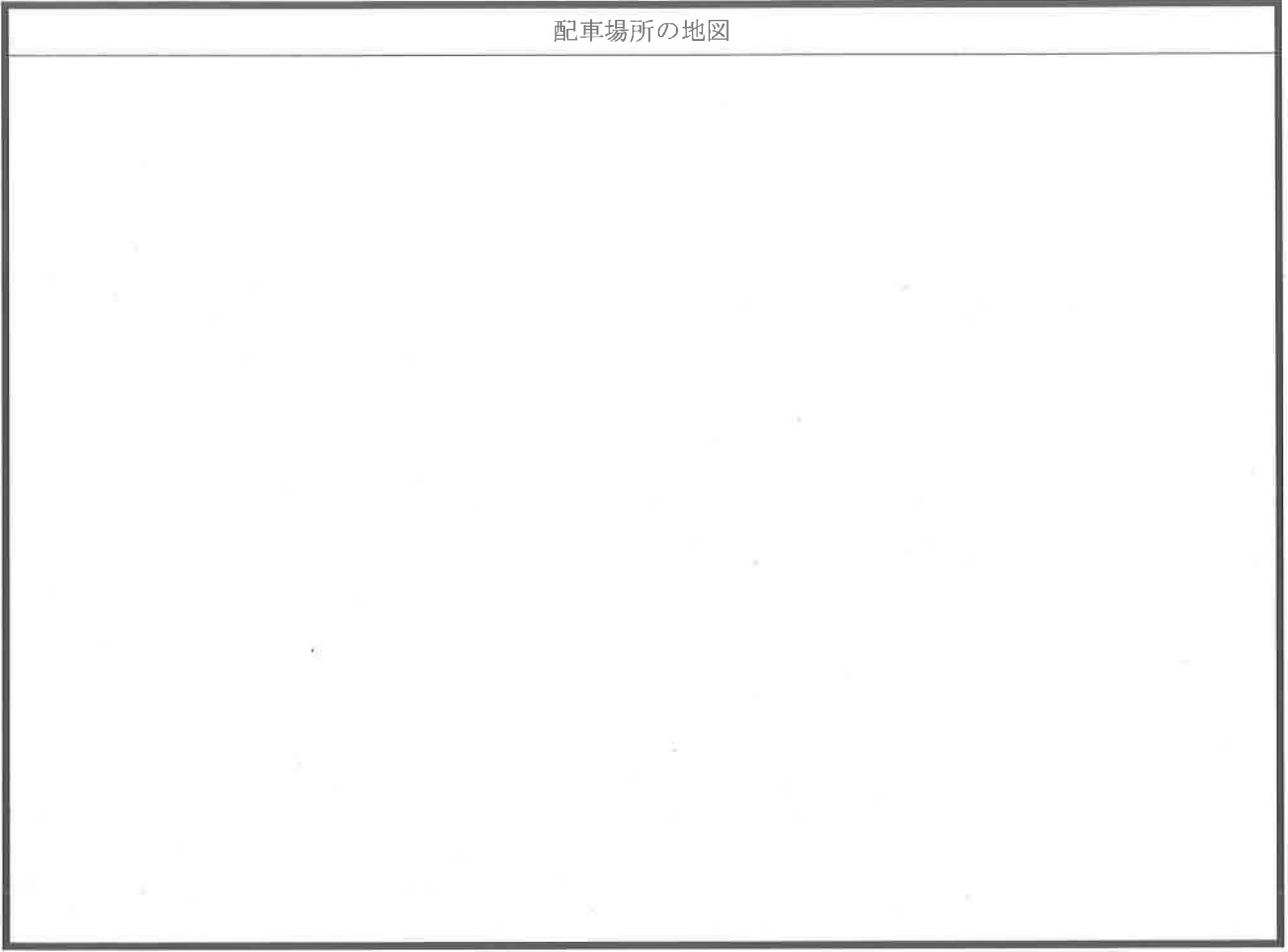
※申込者は、太線内をご記入願います。

		申込日：平成 年 月 日								
申込者	氏名・名称	(担当者名)								
	住所									
契約責任者	氏名・名称	旅客の団体の名称： (担当者名)								
	住所									
運送を引受ける者	氏名・名称									
	住所									
事業許可	昭和・平成 年 月 日 第 号	任意保険・共済								
営業区域			対人 無制限 対物 200万円 万円 無制限							
申込乗車人員	人	乗車定員別又は車種別の車両数	大型車 両 中型車 両 小型車 両							
配車日時	月 日 ()	配車場所	地図：有・無							
※該当するものに○を記入										
旅行の日程										
月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩		備考
								地点	時間	
① /		:		:			:			
② /		:		:			:			
③ /		:		:			:			
④ /		:		:			:			
うち、旅客が乗車しない区間：							() 営業所車庫			
交替運転者	有・無 交替の地点 ()		【運行開始日時】		【運行終了日時】					
車掌(ガイド)	有・無 交替の地点 ()		月 日 ()		月 日 ()					
支払方法	□銀行振込 □現金 □その他 ()		【走行距離】		【走行時間】					
適用を受けようとする割引	□学校団体割引 □障害者施設団体割引 □その他 () 割引		総 実車 km		総 実車 時間 分					
特約事項	※標準運送約款5条2項に規定する所定の証明書を添付。		運賃 (上限額: 円 下限額: 円)		料金 (上限額: 円 下限額: 円)		消費税 ()		実費(税込) ()	
			合計請求金額		円					

上記のとおり運送を引受けます。

平成 年 月 日

配車場所の地図



備考欄 (※ 記入スペースが必要な場合に使用)

A large, empty rectangular box with a black border, occupying the lower half of the page. It is intended for a notes section, with a note that it should be used when there is a need for a recording space.